

## 第2章

### 計画の内容

## ■ 基本理念

### 男女がいきいき輝くまち・こさい

この基本理念は、女性も男性も、あらゆる世代の誰もがお互いを認め合い、責任を分かち、支え合いながら、自らの能力を発揮して、いきいきと輝くことができる社会の実現を目指すものです。

#### 男女共同参画社会のイメージ

「男女共同参画社会」とは、男女が対等なパートナーとして互いに支え合い、自分の意思で社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、個人の希望や意思が尊重されて、個性、能力を発揮できる社会のことです。

##### 家庭では

- ・女性も男性も共に家事・育児・介護などに参画し、喜びや苦勞を分かち合っています。
- ・ゆとりを持って子育てや介護をしています。

##### 職場では

- ・女性も男性も家庭、地域活動とのバランスをとって仕事をしています。
- ・採用や賃金、昇格などで性別による格差が解消され、女性も男性も個人の能力、意欲を十分に発揮しています。

##### 地域では

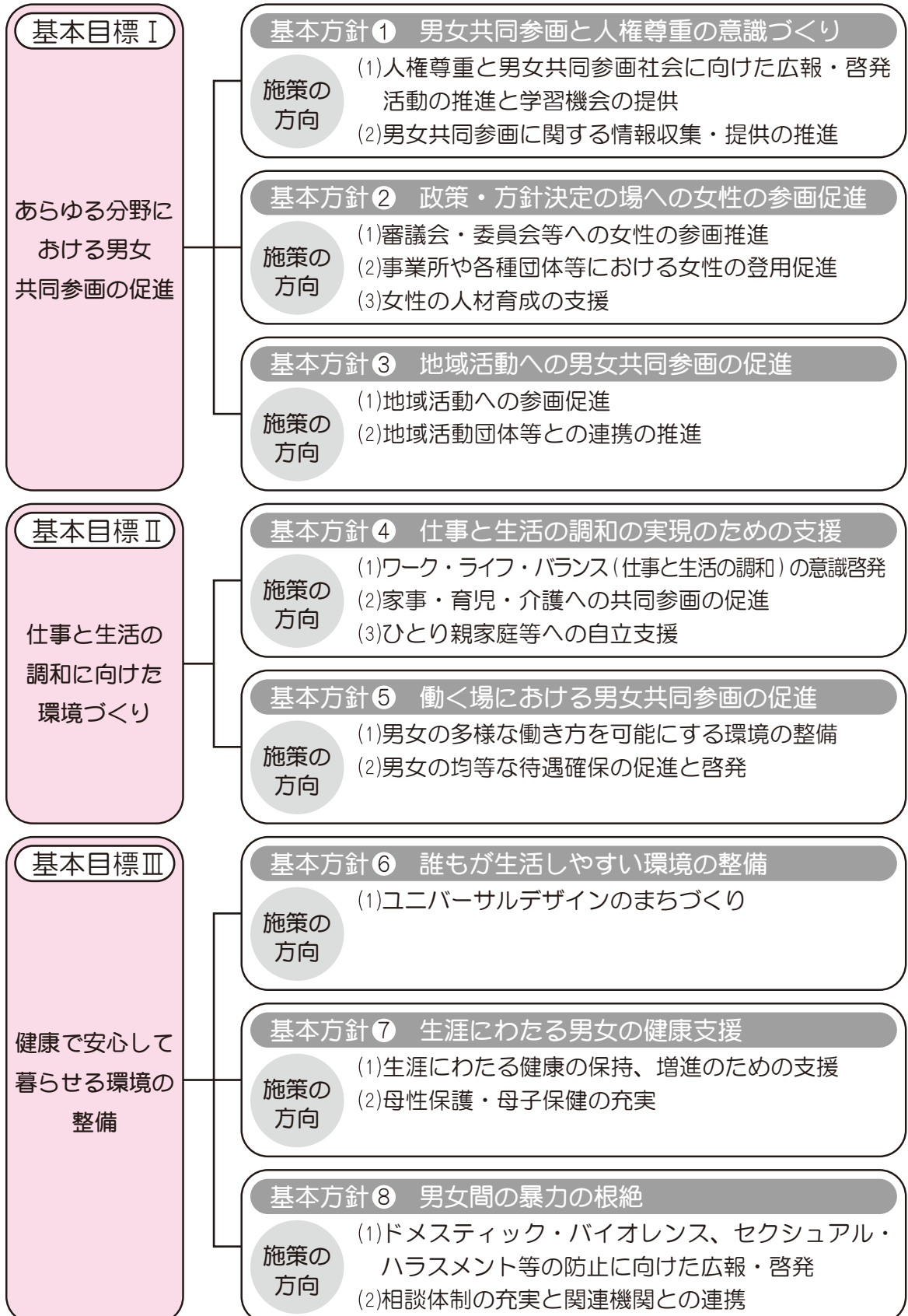
- ・女性も男性も地域の活動に積極的に参加し、豊かで住みやすい地域づくりに貢献しています。

##### 保育園・幼稚園・学校では

- ・子どもたちが性別にとらわれずに互いの個性を大切にして、協力し合って育っています。
- ・個人を尊重した多様な進路選択がなされています。

## ■ 施策体系

### 基本体系図



# I あらゆる分野における男女共同参画の促進

近年、法律や制度の面で様々な環境整備が行われ、市民の意識も時代とともに変化してきました。しかし依然として高い男性優遇感や、性別による固定的な役割分担意識が根強く残っています。

男女共同参画に取り組むために、男女の人権を互いに尊重し、男女共同参画が必要であることをあらゆる人が理解し、共感できるような積極的な意識啓発が重要です。

「男女共同参画社会」に対するイメージは個人差があるため、今後の計画推進には、まず男女共同参画の考え方を広めることが重要です。

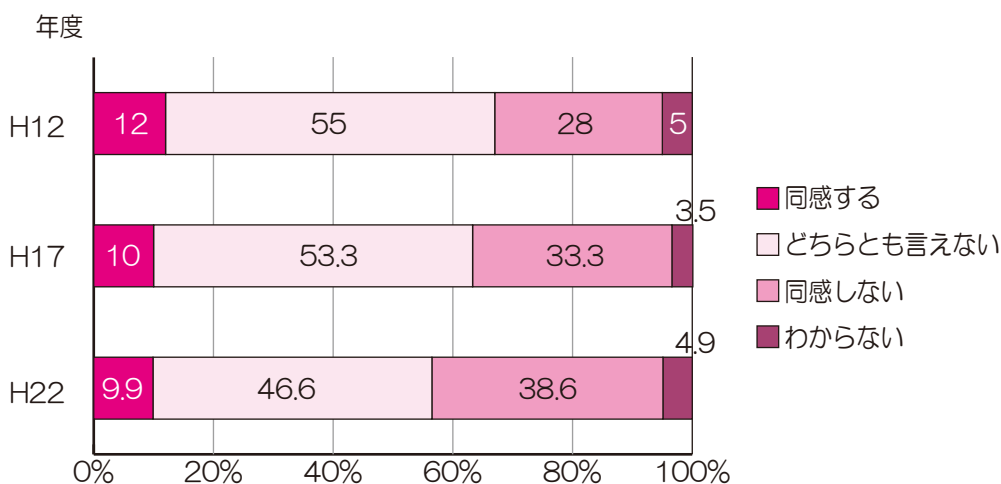
こうしたことから、家庭や地域、学校などあらゆる場で男女が責任を担い合い、共に参画していけるよう支援していきます。

また、多様な視点を生かし、女性の考え方や発想を反映させていくために政策・方針決定の場などへの女性の参画を推進します。

## ★根強く残っている性別による固定的な役割分担意識

「男は仕事・女は家庭」という考え方について本来はどうあるべきだと思いますか。

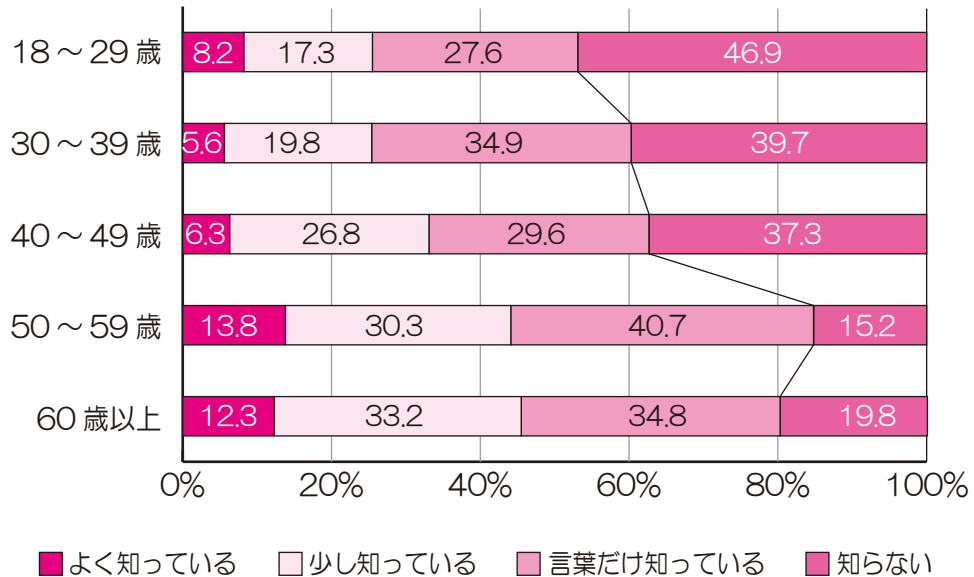
(図1)



男女共同参画の社会づくりのための湖西市民意識調査 (H22)

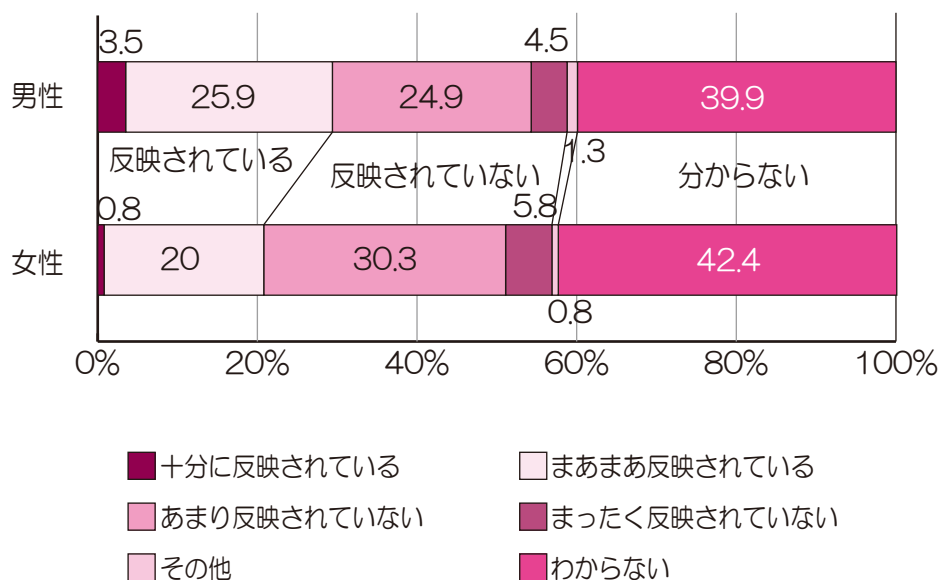
### ★若い世代ほど「男女共同参画」への認識が低い

「男女共同参画」の言葉・考え方についてどの程度知っていますか。(図2)



### ★行政への女性の意見反映について感じ方に男女差がある

行政に女性の意見が反映されていると思いますか。(図3)



男女共同参画の社会づくりのための湖西市民意識調査 (H22)

## 基本方針 ① 男女共同参画と人権尊重の意識づくり

広報をはじめとした各種啓発活動への取り組みや、学習機会の提供などにより、人権尊重や男女共同参画が必要であるという意識づくりと意識改革を進めていきます。

### 施策の方向 (1)人権尊重と男女共同参画社会に向けた広報・啓発活動の推進と学習機会の提供

No.	具体的施策	施策の概要	担当課
1	講演会や講座等による意識づくり	男女共同参画の意識啓発や理解の促進を図るため講演会や講座などの開催	市民協働課
		人権意識の普及・高揚のための街頭啓発や人権教室の開催、各種啓発事業の実施	地域福祉課
2	広報媒体による広報・啓発	広報紙、ウェブサイトや、新聞、ケーブルテレビなど地域に密着した媒体を活用した男女共同参画の広報・啓発	市民協働課
3	男女共同参画の視点に立った教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの発達段階に応じた男女の人権尊重と男女平等についての必要な知識、理解や態度の育成</li> <li>・自ら進んで行動する力を養う指導方法の工夫</li> <li>・男女共同参画に関する理解を促進する教職員の研修の実施</li> </ul>	学校教育課

### 施策の方向 (2)男女共同参画に関する情報収集・提供の推進

No.	具体的施策	施策の概要	担当課
4	男女共同参画に関する情報の収集と提供	国・県・他市、関連団体等が発行する資料や図書、講座、イベント等の情報収集と、ウェブサイトや広報紙による情報提供	市民協働課

## 目標指標

### 指標① 男女の固定的な役割分担意識に同感しない人の割合

現状 (H22)	目標 (H27)
38.6%	45%以上

【市民協働課 (市民意識調査)】

### 指標② 「男女共同参画社会」の言葉・考え方の認知度

現状 (H22)	目標 (H27)
70.3%	80%以上

【市民協働課 (市民意識調査)】



## 基本方針② 政策・方針決定の場への女性の参画促進

市が設置する審議会等に女性の積極的な登用を図り、施策に女性の意見が反映されるよう取り組みます。

また、事業所や各種団体等に対し、方針や意思決定の場に男女が共に参画することの重要性を啓発し、女性の登用を促します。

### 施策の方向 (1)審議会・委員会等への女性の参画推進

No.	具体的施策	施策の概要	担当課
5	市の審議会等への女性の積極的な登用	女性委員のいない審議会等を解消するための積極的な女性登用の推進	市民協働課 全課

### 施策の方向 (2)事業所や各種団体等における女性の登用促進

No.	具体的施策	施策の概要	担当課
6	各種団体等における女性の登用促進	自治会やPTA、地域活動団体、ボランティア団体やNPOなどに対する「役職は男性」といった意識改革と女性の登用を促進するための意識啓発や情報提供	市民協働課
7	事業所における女性登用促進	個性や能力を生かした女性の登用の重要性について関係機関と連携した市内事業所への意識啓発や情報提供	市民協働課

### 施策の方向 (3)女性の人材育成支援

No.	具体的施策	施策の概要	担当課
8	人材発掘・育成のための学習機会・情報提供	政策・方針決定の場に参加できる人材の育成のための県と連携した学習機会（講座等）や情報提供	市民協働課



## 目標指標

### 指標③ 審議会等の女性委員の割合

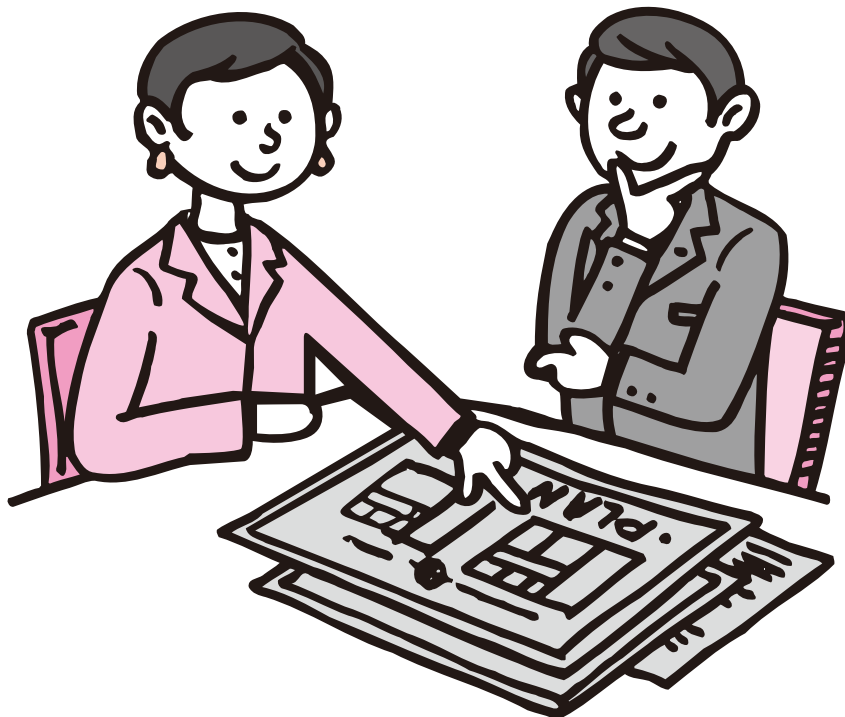
現状 (H22)	目標 (H27)
30.2%	35%

【市民協働課】

### 指標④ 行政に女性の意見が反映されていると思う人の割合

現状 (H22)	目標 (H27)
24.7%	30%以上

【市民協働課 (市民意識調査)】



## 基本方針 ③ 地域活動への男女共同参画の促進

高齢化や人間関係の希薄化による地域活動の担い手不足を解消し、男女が共に活動へ参加することができるよう情報提供や啓発を行います。また、地域活動団体を支援し、地域における男女共同参画を推進します。

### 施策の方向 (1)地域活動への参画促進

No.	具体的施策	施策の概要	担当課
9	地域活動への参画促進を図る情報提供・啓発	多くの人々が地域活動に興味を持ち、参加しやすいよう地域活動団体やボランティア団体、NPOや自治会などの活動を広報紙やホームページなどあらゆる媒体での情報提供	市民協働課
10	地域の安全活動(防災、防犯分野等)への女性の参画促進	地域の防災・防犯活動に女性の意見が反映されるよう女性の参画を促進	市民協働課

### 施策の方向 (2)地域活動団体等との連携の推進

No.	具体的施策	施策の概要	担当課
11	男女共同参画に関する団体の交流とネットワークづくり	<small>こあら</small> 湖新楽交流会(注1)の活動支援	市民協働課
12	地域活動団体の支援・育成と連携	男女が共に参画した地域活動団体の活動の活性化を図るための団体の支援・育成と行政とのパートナーシップの強化	市民協働課

#### 注1 こあら湖新楽交流会

市内で活動する団体・個人で組織され、湖西市における男女共同参画の推進を目的とした交流活動を展開している団体。

## 目標指標

指標⑤ 自治会や子ども会、ボランティア、サークル等の活動に参加している人の割合

現状 (H22)	目標 (H27)
49.6%	60%以上

【市民協働課 (市民意識調査)】

指標⑥ 自治会や子ども会、ボランティア、サークル等の活動に参加していない人で、グループや団体を知らない人の割合

現状 (H22)	目標 (H27)
19%	15%以下

【市民協働課 (市民意識調査)】

指標⑦ <sup>こあら</sup>湖新楽交流会の参加団体・個人の数

現状 (H22)	目標 (H27)
11 団体 (人)	15 団体 (人)

【市民協働課】

## 仕事と生活の調和に向けた環境づくり

少子高齢化やライフスタイルの変化による働き方の多様化に伴い、仕事と家庭・趣味などの生活とが両立できる社会が求められています。

仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域等においても個人が充実した生活を送ることができるよう、性別や年齢にとらわれず多様な人材を積極的に登用することや、働きながら家事、育児、介護ができる環境づくりが重要です。

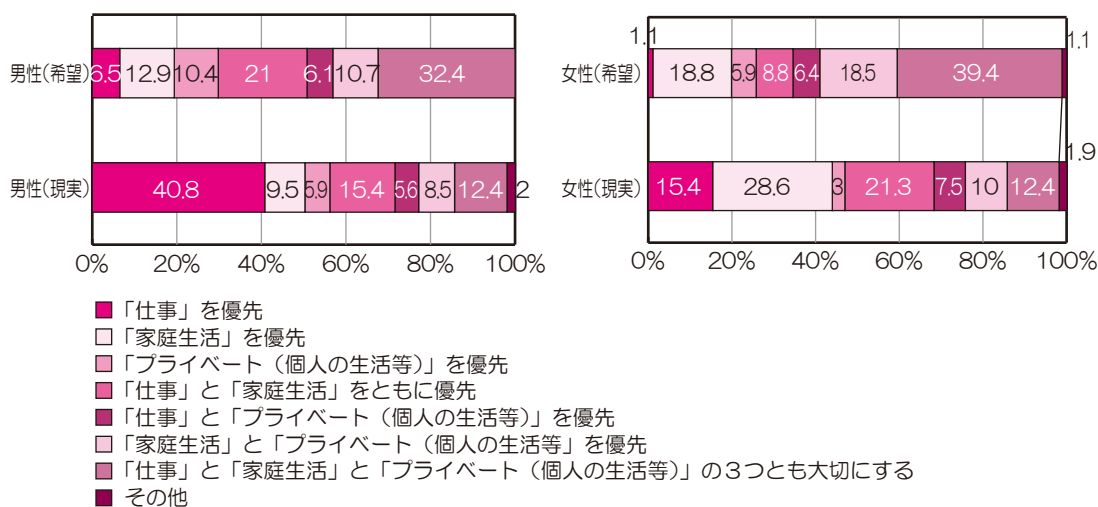
こうしたことから、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス（注2））の実現を目指して男性の家庭生活などへの参画を促進するとともに、働く場における男女共同参画の促進や、多様な働き方に対応した子育てや介護を支える環境の整備、充実を図ります。

### 注2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

やりがいのある仕事と充実した生活（子育てや家庭生活だけでなく、地域活動や趣味・学習などあらゆる活動が含まれる。）を両立させながら、個人の能力を最大限発揮できるように支援する考え方や施策のこと。仕事優先から仕事と生活のバランスがとれた働き方や生き方への展開が求められるようになってきている。

### ★ワーク・ライフ・バランスの希望と現実の差が大きい

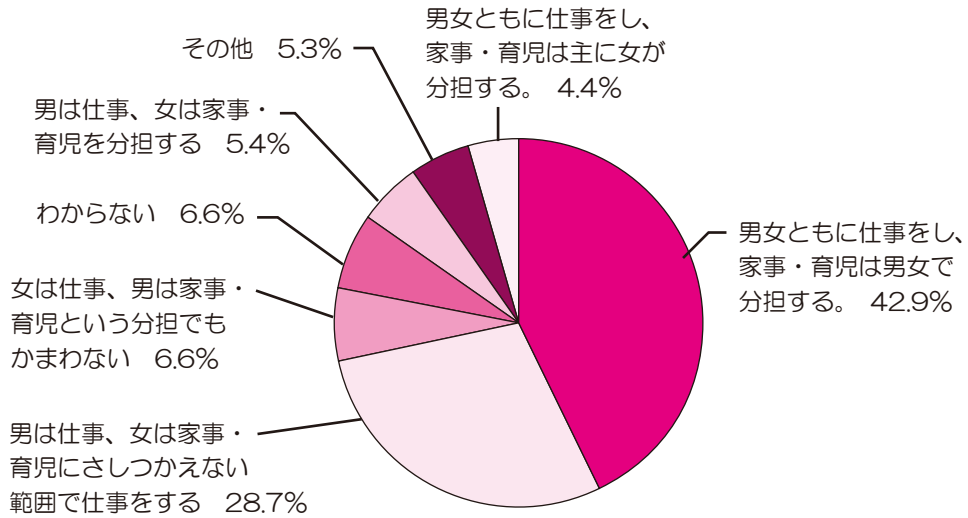
生活の中での希望と現実の優先度（仕事・家庭・プライベート）（図4）



男女共同参画の社会づくりのための湖西市民意識調査（H22）

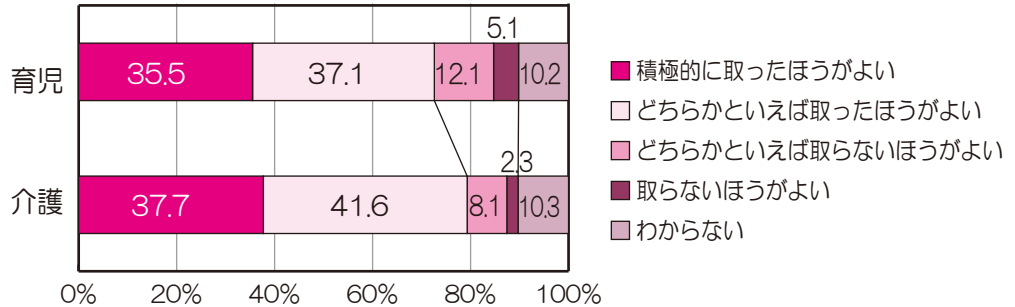
★家事・育児は男女で分担すべきと考える人が多い

男女の役割分担の考え方（図5）



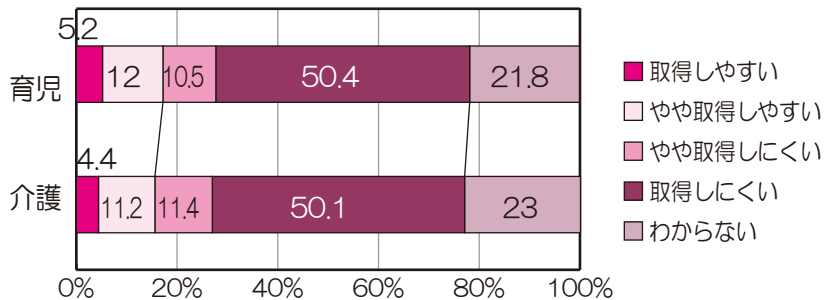
★育児・介護休業を取った方が良いと考える一方で現実には取得しにくい

育児・介護休業の取得についての考え方（図6）



【育児休業】取った方がよい 72.6% > 取らない方がいい 17.2%  
 【介護休業】取った方がよい 79.3% > 取らない方がいい 10.4%

育児・介護休業の取得の現状（図7）



【育児休業】取得しやすい 17.2% > 取得しにくい 60.9%  
 【介護休業】取得しやすい 15.6% > 取得しにくい 61.5%

## 基本方針 ④ 仕事と生活の調和の実現のための支援

一人ひとりが希望に応じた働き方を選択し、生活との両立ができるよう、ワーク・ライフ・バランスの意識醸成を図るとともに、家庭生活等に男女が共に参画できる環境づくりに努めます。

また、母子・父子家庭の生活の安定を図るための経済的支援や自立に向けた就業支援を行います。

### 施策の方向

(1)ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の意識啓発

No.	具体的施策	施策の概要	担当課
13	ワーク・ライフ・バランスの広報・啓発	市民に対し、広報紙・ホームページ等を活用したワーク・ライフ・バランスの重要性についての広報・啓発	市民協働課
		事業所に対し、一般事業主行動計画(注3)の策定の必要性についての広報・啓発	商工観光課

#### 注3 一般事業主行動計画

一般事業主行動計画とは、事業主が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備のほか、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などの取り組みを具体的に盛り込んだもの。

次世代育成支援対策推進法に基づき、従業員 101 人以上の事業主は一般事業主行動計画を策定し、県労働局に届け出ることが義務付けられている。

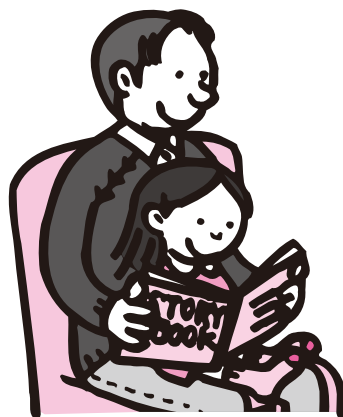


**施策の方向** (2)家事・育児・介護への共同参画の促進

No.	具体的施策	施策の概要	担当課
14	男性の家庭生活等への参画を促す広報・啓発	男性の家庭生活や育児、介護などへの参画を重視した広報・啓発による意識づくり	市民協働課
15	男性向けの家事・育児講座等の実施	男性を対象とした料理教室等の開催	健康増進課
16	育児力の向上と子育て意識の促進	子育て支援センターを拠点とした父親と母親の育児参加意欲を高める子育て支援事業の実施と情報提供	子育て支援課
		子どもと向き合い家庭における教育力を向上するための講座や教室の開催	社会教育課
17	家族の介護への参画促進と意識づくり	介護者への支援と身体的・精神的負担の軽減のための介護支援講座の実施	長寿介護課

**施策の方向** (3)ひとり親家庭等への自立支援

No.	具体的施策	施策の概要	担当課
18	ひとり親家庭への生活支援の充実	生活の自立を図るための各種手当の支給や助成	子育て支援課
19	母子家庭への生活支援の充実	就職に有利な技能資格の取得のための支援や貸し付けなどの情報提供	子育て支援課



## 目標指標

### 指標⑧ ワーク・ライフ・バランスの言葉・考え方の認知度

現状 (H22)	目標 (H27)
43.1%	50%以上

【市民協働課 (市民意識調査)】

### 指標⑨ 家庭生活において男性優遇と感じる人の割合

現状 (H22)	目標 (H27)
55.1%	40%以下

【市民協働課 (市民意識調査)】

### 指標⑩ 家事・育児講座等への男性の参加者数 (延べ人数)

現状 (H22)	目標 (H27)
167人	200人

【健康増進課ほか】

### 指標⑪ 子育て支援センターの利用者数 (延べ人数)

現状 (H22)	目標 (H27)
16,358人	25,000人

【子育て支援課】

### 指標⑫ 家庭教育学級の参加者数 (会員数)

現状 (H22)	目標 (H27)
198人	250人

【社会教育課】

### 指標⑬ 介護支援講座の参加者数 (延べ人数)

現状 (H22)	目標 (H27)
251人	300人

【長寿介護課】



## 基本方針 ⑥ 働く場における男女共同参画の促進

育児・介護休業制度や短時間労働の普及啓発などにより、ワーク・ライフ・バランスを実現するための制度の利用を促します。

また、働く場における男女の均等な雇用機会と待遇の確保を進めるための取り組みを推進していきます。

### 施策の方向 (1)男女の多様な働き方を可能にする環境の整備

No.	具体的施策	施策の概要	担当課
20	育児・介護休業制度の広報・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省の両立支援レベルアップ助成金の事業所への周知による育児・介護休業制度の普及促進</li> <li>企業内保育施設の支援</li> </ul>	商工観光課
21	市役所内の男女共同参画の職場づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性職員の積極的な登用、性差別のない人事配置</li> <li>女性職員の研修機会の充実</li> <li>育児・介護休暇や有給休暇を取得しやすい環境づくり</li> </ul>	総務課

### 施策の方向 (2)男女の均等な待遇確保の促進と啓発

No.	具体的施策	施策の概要	担当課
22	男女共同参画社会づくり宣言事業所（注4）の普及促進	男女共同参画社会づくり宣言事業所の周知、県と連携した登録事業所数の増加のための取り組み	市民協働課
23	農林水産業等自営業に従事する女性の労働条件・環境整備	家族経営協定（注5）締結の促進	農林水産課
24	男女の均等な雇用機会と待遇確保の広報・啓発	男女雇用機会均等月間（6月）に合わせ、採用・昇進・セクハラ等の性別による格差解消に向けた意識啓発	商工観光課

#### 注4 男女共同参画社会づくり宣言事業所

従業員の子育てや介護、個性と能力の発揮、仕事と生活の調和の推進などの男女共同参画の取り組みを宣言し、静岡県へ登録した事業所のこと

#### 注5 家族経営協定

家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めること

## 目標指標

### 指標⑭ 育児・介護休業を取得しやすいと答えた人の割合

区分	現状 (H22)	目標 (H27)
育児休暇	17.2%	25% 以上
介護休暇	15.6%	20% 以上

【市民協働課 (市民意識調査)】

### 指標⑮ 職場において男性優遇と感じる人の割合

現状 (H22)	目標 (H27)
70.4%	60% 以下

【市民協働課 (市民意識調査)】

### 指標⑯ 男女同参画社会づくり宣言事業所数

現状 (H22)	目標 (H27)
4 / 25	10 / 25 ※

【市民協働課】

※一般事業主行動計画の策定、届出が義務づけられている市内の事業所数  
(従業員 101 人以上)

### 指標⑰ 家族経営協定締結数

現状 (H22)	目標 (H27)
45 家族	55 家族

【農林水産課】



男女共同参画社会を実現していくためには、男女の対等な関係のもとに互いを十分に理解し合い、思いやりを持つことは大変重要なことです。

特に女性は妊娠・出産などに関連して、男性とは異なる心身の問題に直面します。

また、男性の過労死やストレスによる心身の不調なども大きな社会問題となっています。

さらに、配偶者やパートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス（注6））や、働く場におけるセクシュアル・ハラスメント（注7）は重大な人権侵害であり、その防止や根絶に向けた早急な取り組みも必要です。

女性も男性も共に豊かな生活を送ることができるよう、情報提供やライフステージ（注8）にあった心身の健康づくりの支援をしていきます。

また、性別や年齢などに関係なく、誰もが安心して生活できるよう、ユニバーサルデザイン（注9）の視点に立ったまちづくりを推進します。

### 注6 ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者や恋人などのパートナーから、身体的暴力（殴る、蹴る、物を投げつけるなど）、性的暴力（性行為を強要するなど）、精神的暴力（無視する、ののしる、おどすなどの主に言葉による暴力など）、経済的暴力（生活費を渡さないなど）を受けること。

### 注7 セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

職場・学校・地域活動等において、本人の意に反した攻撃的で屈辱的な性的言動や勧誘により、仕事などをしていくうえで、一定の不利益を受けたり、環境が悪化したりすること。

### 注8 ライフステージ

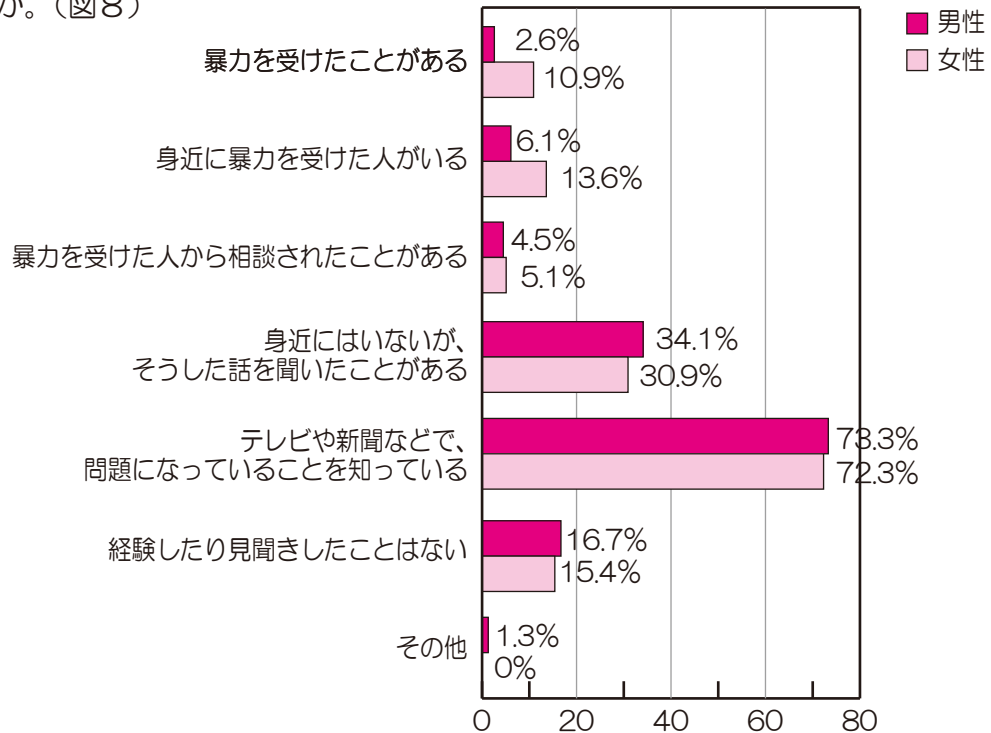
人間の一生を幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期に段階区分したもの。

### 注9 ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体的能力、障害の有無、国籍など、人の持つさまざまな違いによる支障を感じることなく、できる限り多くの人にとって安全、安心、快適に利用できるように、まち・もの・環境などをデザインすること。

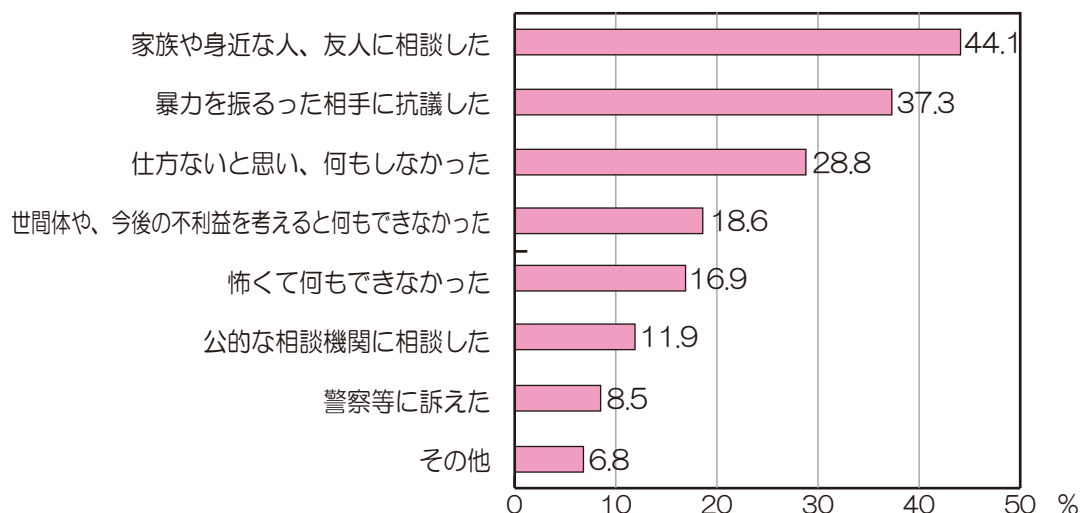
★約 14 人に一人が夫・妻や恋人などから暴力を受けたことがあると回答

ドメスティック・バイオレンスについて経験したり見聞きしたりしたことがありますか。(図8)



★ドメスティック・バイオレンスの被害を受けた人が公的な相談機関や警察などに訴える場合は少なく、問題が潜在化

ドメスティック・バイオレンスを受けた時、どのような対応をしましたか。(図9)



## 基本方針 ⑥ 誰もが生活しやすい環境の整備

性別や年齢、国籍、障害の有無などの違いに関わらず、誰にとっても安全で親切なユニバーサルデザインの視点を取り入れた行政サービスの提供と生活環境の整備を行います。

### 施策の方向 (1)ユニバーサルデザインのまちづくり

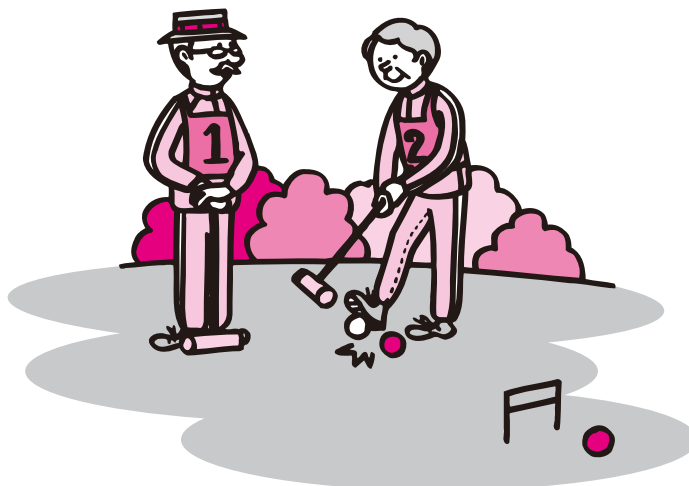
No.	具体的施策	施策の概要	担当課
25	ユニバーサルデザインの視点を取り入れたサービスの導入や公共施設等の整備	分かりやすい情報提供や、利用者の視点に立った行政サービスの提供、誰もが利用しやすい公園や道路・公共施設等の整備	全課

## 目標指標

### 指標⑱ 住みやすいと答える市民の割合

現状 (H22)	目標 (H27)
72.9%	80%

【企画政策課（合併前旧湖西市市民意識調査）】



## 基本方針 ⑦ 生涯にわたる男女の健康支援

性差に関する理解を深め、互いを尊重できるよう、性に関する正しい情報の提供や意識啓発を行うとともに、男女のライフステージに応じた心身の健康の保持・推進のための支援事業を充実していきます。

### 施策の方向 (1)生涯にわたる健康の保持、増進のための支援

No.	具体的施策	施策の概要	担当課
26	性の理解と尊重に向けた意識啓発	子宮頸（けい）がんやエイズ感染症の予防に関する情報提供	健康増進課
		広報紙等による性の理解と尊重に向けた意識啓発や広報	市民協働課
27	健康教室・相談等の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種健康教室の開催</li> <li>・健康相談の実施</li> <li>・相談機関の情報提供</li> </ul>	健康増進課
		女性の心身の悩みについての相談など、専門の相談員による相談窓口の設置	市民協働課
28	健診の充実と受診勧奨の徹底	ライフスタイルに応じた健康診査や各種健診の充実と、市民への周知徹底	健康増進課

### 施策の方向 (2)母性保護・母子保健の充実

No.	具体的施策	施策の概要	担当課
29	母子の各種教室、相談、訪問による保健指導の充実	妊娠、出産に関わる正しい知識の普及や安全で快適な出産に向けた支援	健康増進課
		妊娠出産育児などの不安解消や不妊治療への支援など	健康増進課

## 目標指標

### 指標⑱ 子どもを育てやすいところであると感じる市民の割合

現状 (H22)	目標 (H27)
13.8%	20%

【企画政策課（合併前旧湖西市市民意識調査）】

### 指標⑳ 各種がん検診受診率

種類	現状 (H22)	目標 (H27)
胃がん	18.8%	27%
大腸がん	20.5%	34%
肺がん	48.0%	52%
子宮頸がん <sup>けい</sup>	28.7%	33%
乳がん	35.7%	40%

【健康増進課】

### 指標㉑ 初妊婦の妊婦講座の参加率

現状 (H22)	目標 (H27)
66.5%	80%

【健康増進課】

### 指標㉒ 育児相談利用者数

現状 (H22)	目標 (H27)
718人	800人

【健康増進課】



## 基本方針 ⑧ 男女間の暴力の根絶

ドメスティック・バイオレンス（DV）とセクシュアル・ハラスメント（セクハラ）は人権侵害であるとの認識を広めるとともに、被害の潜在化を防ぐための啓発活動や情報提供を行い、被害者に対して適切な援助を行えるよう相談しやすい体制づくりを進めていきます。

### 施策の方向

(1)ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた広報・啓発

No.	具体的施策	施策の概要	担当課
30	DV、セクハラ防止の啓発、情報提供	広報紙やホームページなど様々な媒体による男女間の暴力（DV・デートDV・セクハラ等）排除に向けての広報、啓発	市民協働課

### 施策の方向

(2)相談体制の充実と関連機関との連携

No.	具体的施策	施策の概要	担当課
31	DV、セクハラ等に関する相談窓口の設置	DV やセクハラ等について専門の相談員による相談窓口の設置	市民協働課
32	関連機関との連携	警察署や女性相談センター、保健所、県などの関係機関と連携を図り、適切な相談と支援を図る	子育て支援課

## 目標指標

### 指標⑳ 暴力を受けたことがある人の割合

現状（H22）	目標（H27）
7.1%	0%に近づける

【市民協働課（市民意識調査）】

## ■ 計画の推進体制

### 男女双方からの視点に立った施策の取り組みと組織づくり

行政のあらゆる分野において、男女共同参画を進めるためには、この計画を総合的・計画的に推進し、職員が男女共同参画社会づくりの趣旨や課題を理解して、総合的な庁内の推進体制づくりが必要です。

男女共同参画の視点を持って、地域の実情に沿った個性あふれる行政を住民と協働で積極的に展開していくために、推進体制の整備・充実に努めます。

### ● 湖西市の推進体制図

